個別約款 (時間帯別B契約)

2021年12月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

目 次

1.	適 用		•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	供給条	件の変	変更		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3.	用語の	定義		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4.	適用条	件	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5.	契約の	締結		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6.	使用量	の算行	定			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
7.	料 金			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
8.	単位料	金の詞	調整		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
9.	需給契	約の料	情算	額		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
10.	名義の	変更		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
11.	契約の	変更	又は	解斜	约		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
12.	契約の	変更	又は	解斜	約に	伴	う	契	約1	最	大包	吏月	月量	起	遛	精	算	額	į又	は	契	約	昼	間	付	三月	量	Ţ			
	超過精	算額	の精	算		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
13.	契約の	解約に	こ伴	うき	契約	中	途	解	約	精	算額	頂		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
14.	緊急調	整時の	の措	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
15.	その他				•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
付則	•					•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
(別	表)																														
1.	早収料	金及7	び消	費和	兑等	相	当	額	の	算	定プ	方法	Ė		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
2.	料金表	1 (時間:	带月	IJВ	契	約	1 7	種))		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
3.	料金表	2 (時間:	带月	IJВ	契	約	2 5	種))			•	•					•	•	•	•	•		•	•					13

1. 適 用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 供給条件の変更

当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款又はガス事業法その他関係法令が変更された場合には、契約期間中であっても本約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます(小数点以下切り捨て)。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量(前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量)をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければ ならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を 12 で除した量をいいます(小数点以下切り捨て)。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から 3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切り捨て)。

- (9) 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除 した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が 課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第 226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額を いいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数

の金額を切り捨てます。

- (13) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (14) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの契約を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の 600 倍 (小数点以下切り捨て) 以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が820立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が70パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に 先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、基本約款及び本約款に基づく契約に関する当社の説明を承諾の上、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約1種又は時間帯別B契約2種のいずれかの需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たに(1)に基づきガスの使用を申し込む場合、又は契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し、年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社は、その使用計画に基づき機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約昼間使用量
 - ③ 契約夜間使用量
 - ④ 契約年間使用量
 - ⑤ 契約年間引取量
 - ⑥ 契約月平均使用量
 - ⑦ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間の満 了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場 合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものといたします。

お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則 として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくも のといたします。

(4) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款 17 に規定する支払期限日(納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目)を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。
- (2) 最大使用量及び夜間使用量は、原則として一般ガス導管事業者が指定する負荷計 測器により算定いたします。また、昼間使用量は、(1)に定める各月使用分の使用量 から当該月使用分の夜間使用量を差し引いて算定いたします。ただし、負荷計測器の 故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間 使用量及び夜間使用量を算定いたします。
- (3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、時間帯別B契約1種には別表の料金表1を、時間帯別B契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。
- (4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が 29 日以下若しくは 36 日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 29 日以下若しくは 36 日以上となった場合は、基本約款 18 の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合により料金算定期間が 36 日以上になった場合を除きます。

(5) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での 口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。
 - ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
 - =基準単位料金+0.081 円×原料価格変動額/100 円× (1+消費税率)
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.081 円×原料価格変動額/100 円× (1+消費税率)

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)65,360円
 - ② 平均原料価格(トン当たり)

別表 1 (4)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)及びトン当たり LPG平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 104,580 円を超えるときは、104,580 円といたします。

(算式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9783+トン当たりLPG平均価格×0.0232

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額 といたします。

(算式)

- ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

9. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大使用量超過精算額及び契約昼間使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した月の翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合は、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。

精算額に含まれる消費税等相当額=精算額×消費税率/(1+消費税率)

(1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの実績年間使用量が、契約最大使用量の 600 倍 (小数点以下切り捨て) 未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款(一般料金契約)の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率 [(実績年間使用量/最大需要期の実績月別使用量の合計 ×3) ×100 をいいます (小数点以下切り捨て)。]が 70 パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の

場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款(一般料金契約)の料金表を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率 70 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の実績月別使用量の合計に 0.70 を乗じ、その量を3倍した量(小数点以下切り捨て)をいいます。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量 未達精算額といたします。

契約種別のガス需給

(4) 契約最大使用量超過精算額

① 最大需要期において最大の1時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合又は当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。

契 約 最 大 使用量超過
$$=$$
 $\left\{ \begin{bmatrix} 最大の 1 時間 \\ 当たりの実績 \\ 使 用 量 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} 契約最大 \\ 使 用 量 \end{bmatrix} \right\} \times \left[\begin{array}{c} 契約種別の流量 \\ 基本料金単価相 \\ 当額×1.1 \end{array} \right] \times 12$

- (イ) 当契約期間における契約最大使用量が、前の契約期間の最大需要期における 実績最大使用量以上である場合(前の契約期間の最大需要期における実績がな い場合も含む)、又は前の契約期間において発生した契約最大使用量超過精算額 を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合
- (ロ) 当契約期間の最大需要期における実績最大使用量を下限として、次の契約期間における契約最大使用量を定める場合
- ② 需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申 し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金 額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。
- (5) 契約昼間使用量超過精算額
 - ① 最大需要期のいずれかの月において実績昼間使用量が契約昼間使用量の 105 パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過精算額といたします。ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合又は当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。

契 約 昼 間 使用量超過
$$=$$
 $\left\{ \begin{bmatrix} その月の \\ 実績昼間 \\ 使 用 量 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} 契約昼間 \\ 使 用 量 \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} 契約種別の昼間 \\ 基本料金単価相 \\ 当額×1.1 \end{bmatrix} \times 12$

- (イ) 当契約期間における契約昼間使用量が、前の契約期間の最大需要期における 実績昼間使用量以上である場合(前の契約期間の最大需要期における実績がな い場合も含む)、又は前の契約期間において発生した契約昼間使用量超過精算額 を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合
- (ロ) 当契約期間の最大需要期における実績昼間使用量を下限として、次の契約期間における契約昼間使用量を定める場合
- ② 当契約期間中に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。
- ③ 実績昼間使用量の算定対象となる料金算定期間が31日を超えたことにより、最大需要期における実績昼間使用量が契約昼間使用量の105パーセント(小数点以下切り上げ)を超えた場合は、「その月の実績昼間使用量」を以下の算式で算定される値に置き換えます(小数点以下切り捨て)。

その月の実績 = $\begin{bmatrix} 6 & (2)$

10. 名義の変更

お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け 出るものとします。

11. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものといたします。
- 12. 契約の変更又は解約に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算

契約期間中において契約の変更又は解約が生じた場合であって変更月又は解約月以前に契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各精算額を算定し直して差額を精算いたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、11(1)の規定による契約の変更又は解約であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反による場合には、契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算は行いません。

13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、11(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を、原則として、契約を解約する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。

精算額に含まれる消費税等相当額=精算額×消費税率/(1+消費税率)

(1) 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結 する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合

ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合(託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く)は、上記の算式によって算定される金額から、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款に基づき算定した残存月数分の託送料金の定額基本料金および流量基本料金相当額を除いた額を、契約中途解約精算額といたします。

(2) 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は解約した契約と同一契約種別で新たに契約を締結する場合

ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りでは ありません。

- ① 新たに締結する契約の基本料金が解約前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合
- ② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合
- (3) この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款(一般料金契約)の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

14. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

15. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日 本約款は、2021 年 12 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

- 1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
 - (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
 - (2) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
 - ① 基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
 - ② 基本料金(乙)は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
 - (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
 - (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整 単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調 整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調 整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の 算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単 位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により 算定します(1円未満の端数切り捨て)。
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率/(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率/(1+消費税率)
- 2. 料金表1 (時間帯別B契約1種)
 - (1) 基本料金(甲)
 - ① 定額基本料金

1か月につき 198,000円

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	742.50円
------------	---------

- (2) 基本料金(乙)
 - ① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	2. 5	円0 7
------------	------	------

② 夜間基本料金単価

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 75.60円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (時間帯別B契約2種)

- (1) 基本料金(甲)
 - ① 定額基本料金

1か月につき	33,000円
--------	---------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	7 4 2.	50円

- (2) 基本料金(乙)
 - ① 昼間基本料金単価

② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	0.93円
------------	-------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	85.	38円
------------	-----	-----

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。